

R5・6資格審査 随時申請に係るQ&A

1 社会保険等

Q1-1

経審の結果通知書では社会保険未加入となっているが、申請することができるか。

A1-1

「健康保険」「厚生年金保険」「雇用保険」のいずれか一つでも未加入がある場合は、申請を行うことができませんが、審査基準日までに未加入の保険に加入した場合は、申請することができます。

Q1-2

審査基準日までに未加入の社会保険に加入した場合の必要書類は。

A1-2

「健康保険」「厚生年金保険」については、「健康保険・厚生年金保険新規適用届の控え（写し）」又は「直近の保険料領収書（写し）」、「雇用保険」については、「雇用保険適用事業所設置届の控え（写し）」又は「直近の保険料領収書（写し）」を提出していただきます。

2 働き方改革認定企業

Q2-1

女性活躍支援の項目で101人以上の企業も一定の基準を満たせば加点とあるが、一定の基準とはなにか。

A2-1

女性活躍推進法で101人以上の企業に義務付けられている「一般事業主行動計画」の策定・届出と情報公表になります。

Q2-2

認定ランクの他に女性・障がい者・高年齢の項目があるが、別途申請の必要があるのか。

A2-2

各項目の申請は必要ありません。経済部で行う認定時の評価状況により評価します。

3 担い手の確保

Q3-1

担い手の確保で対象となる者の制限はあるか。

A3-1

対象となるのは、審査基準日の3ヶ月前の日の直前2年間に、採用時の年齢が35歳未満の者を雇用期間の定めのない雇用契約労働者（いわゆる正規雇用）として新規に採用し、かつ、審査基準日時点で3ヶ月を超えて継続して雇用されている場合です。

職種や勤務地に制限は無く、対象となる採用期間に、該当する者を一人でも新規に雇用していれば対象となります。

Q3-2

担い手の確保は何人採用すれば対象となるか。

A3-2

担い手の確保申告書を提出した場合については、12点を付与されることとなります。

付与点数は12点が上限となりますので、採用の人数に関係なく12点の付与となります。

Q 3 - 3

担い手の確保申告書の確認資料は何が必要か。

A 3 - 3

担い手の確保申告書の確認は、氏名・採用年月日及び生年月日を「雇用契約書」「雇用保険被保険者資格取得等通知書」で、審査基準日において継続して雇用されていることの確認を、「賃金台帳」「出勤簿」「源泉徴収簿」で行いますので、写しを提出してください。

なお、確認資料については、いずれか一つで内容を確認することができれば、ほかの資料は不要です。一つの資料では確認できない場合に組み合わせて提出してください。

Q 3 - 4

当初、短期雇用（期間の定めがある）で採用となった者が、途中で通年雇用となった場合は対象となるか。

A 3 - 4

採用時に短期であった場合で、要件に該当し、対象となる期間に正規雇用として雇用契約を締結、又は契約内容の変更がなされていることが確認できれば対象となります。

この場合の採用年月日は、正規雇用となった年月日となります。

4 人材育成

Q 4 - 1

技術講習会等への参加に係る受講費用等のサポートを行った場合、受講後における資格の取得等がないと申告することができないか。

A 4 - 1

技術者の育成については、企業における技術者の技術力向上への取組みを評価するものであり、必ずしも資格取得等の結果を求めているものではありません。

なお、技術力向上を目指す職員への企業サポートを対象としているため、英検や簿記等の資格取得へのサポートについては対象となりません。

Q 4 - 2

普通科の高校生をインターンシップとして受入れたが、対象となるか。

A 4 - 2

就業体験（インターンシップ）や職場実習（デュアルシステム）は道内に在住又は通学する中学生以上の生徒・学生を受入れ、道内の営業所で実施したものが対象となります。

そのため、学科に関わらず普通科の高校生も対象となります。

Q 4 - 3

現場見学会を開発局から受注した工事現場で行ったが、発注者は北海道に限定されるのか。

A 4 - 3

道内において、小中学生や高校生などを対象とした現場見学会を実施した企業が対象となります。そのため、発注機関は問いません。

Q 4 - 4

社長（代表取締役）が技術講習会に参加したが、技術者の育成の対象となるか。

A 4 - 4

サポート対象になるのは職員ですので、代表権を有する者は対象となりません。

Q4-5

建設機械の写生会を計画しているが、建設産業の普及啓発で評価されるか。

A4-5

写生会に加え職員等が機械説明など現地対応を行うことで評価の対象となります。

5 ゼロカーボン北海道への貢献

Q5-1

「ゼロカーボン・チャレンジャー」の登録対象は事業所となっているが、支店や営業所みの登録でも対象となるか。

A5-1

支店や営業所でも対象となります。ただし、会社名が確認できることが条件となります。

〈例〉株式会社 ○○建設 △△営業所

なお、環境への取組の「北海道グリーン・ビズ「優良な取組」部門」、「さっぽろエコメンバー」も同様の扱いとします。

6 環境への取組

Q6-1

本社が札幌にある場合、地方の営業所も「さっぽろエコメンバー」への登録となるのか。

A6-1

札幌以外に所在する事業所は本社の所在地にかかわらず「北海道グリーン・ビズ「優良な取組」部門」への登録となります。詳しくは環境政策課のHPをご確認ください。

Q6-2

札幌本社が「さっぽろエコメンバー」に登録、地方営業所が「北海道グリーン・ビズ「優良な取組」部門」に登録していたが、どちらを提出すれば良いか。

A6-2

いずれか一つ（写し）提出してください。

7 安全・安心への貢献（災害時の対応又は事業継続力計画・事業継続計画（BCP））

Q7-1

事業継続計画（BCP）はどのような計画を作成すると評価されるのか。評価基準等がありますか。

A7-1

計画の策定にあたっては、中小企業庁のホームページを参考に作成して下さい。

計画書を作成し、基本方針を策定・被害想定を策定・事業維持のための対策を策定・従業員の配置体制を策定、が記載されていることで評価することとしています。（入門コース程度）

様々な被害があり、想定する被害によっては複雑な計画が必要となりますが、まずは、一つの被害を想定して、対応策や体制を作成してある簡単な計画書で構いません。

8 安全・安心への貢献（地域社会の維持）

Q8-1

公共施設には、道路・河川のほかに官公庁の庁舎なども該当するか。

A8-1

対象となる「公共施設」は、道路、河川、砂防、海岸、港湾、漁港、下水道及び公園等の施設のほか、官公庁の庁舎、公立病院、公立学校、公民館、図書館等の公共的な利用目的を持つ公共建築物についても対象となります。

Q 8 - 2

町公民館の外壁補修について、町を相手方として契約を締結して業務を実施したが、対象となるか。

A 8 - 2

対象となる「維持業務」とは、「非建設業」として、既にある公共施設を良好な状態に保つことを目的とした委託業務をいいますので、「建設業」として経審の完成工事高に含まれる外壁補修工事は対象となりません。

Q 8 - 3

福祉除雪の地域協力員となり、社会福祉協議会から割り当てられた世帯の除雪を行ったが、対象となるか？

A 8 - 3

地域社会の維持は、維持業務等の契約実績を有するものとしています。福祉除雪は地域福祉活動の一環として行われるもの（ボランティア）ですので、対象となりません。

Q 8 - 4

道道の維持業務と町内会の除雪業務の契約実績を有するが、それぞれの実績に対して点数が付与されるか。

A 8 - 4

要件に該当する契約が複数あった場合でも、対象となるのは1件のみであり、30点を上限として付与されます。

なお、該当する契約の相手方が「北海道」と「自治会等」の2件ある場合は、「北海道」が30点、「自治会等」が10点の配点となっているため、「北海道」との契約により申告してください。

9 その他

Q 9 - 1

申請書の様式に押印は必要無いか？

A 9 - 1

各様式の中に「印」という文字が無いものは基本的に押印不要です。ただし、行政書士への委任状様式には「印」の文字はありませんが委任者・受任者の押印が必要です。

Q 9 - 2

本社から支店へ作成を委任する際の委任状はどうすればよいか？

A 9 - 2

見積行為や入札等を委任する委任状については、令和5年4月1日以降に各発注機関に提出していただくものになりますので、今回の資格申請では必要ありません。

Q 9 - 3

業態調書について、特定関係にある会社や役員が多く、1枚で収まらない場合はどうすればよいか？

A 9 - 3

収まらない部分のみを入力した業態調書を追加で提出してください。